

令和3年(2021年)4月1日から

「ごみ処理有料化」を導入します

▶ 問合せ 役場環境課

●ごみ処理有料化とは

ごみ減量化、負担の公平化、財政負担軽減のため、ごみ処理にかかる費用の一部を指定袋の費用に上乗せして、町民に負担していただくものです。

●ごみ処理有料化の背景

一人1日当たりのもやさなければならぬごみ排出量は506g(平成30年度)ですが、4年4月に供用開始される新しいごみ処理施設「知多南部環境センター」の焼却能力や、国の掲げるごみ量の420gと比べると86g多い状況です。

町では、ごみ処理の有料化を行うことで、ごみの分別や排出抑制の動機づけを行い、目標との差を減らしていきたいと考えています。

●指定袋の取扱いについて

		もやさなければならぬごみ	紙類、 プラスチック製容器包装
有料化		する	しない
サイズ・単価 (10枚入り 1パック)	大(45l)	500円	現状程度の価格
	中(30l)	300円	
	小(20l)	200円	
新しい指定袋の色 使用開始日		黄色に黒字 3年4月1日	透明に緑字 3年4月1日 (資源用の袋に統一)
古い指定袋の使用期限		白地に赤字 3年3月31日	透明に緑・青字 3年4月1日以降も使用可能

※現在お使いの、もやさなければならぬごみ袋は、3年4月1日からは使用できませんので、計画的な購入をお願いします



●減免されるごみ(指定袋以外の袋を使用)

紙おむつ、ボランティア清掃ごみを考えています。

●制度説明会の開催

「家庭ごみ処理有料化」の説明会を開催します

※詳しくは、広報たけとよおよび町ホームページ等でお知らせします

